

卸売市場法関係法令三段表（平成二八年四月一日現在）

<p>法律</p>	<p>○ 卸売市場法 （昭和四十六年四月三日） （法律第三十五号）</p>	<p>卸売市場法をここに公布する。</p> <p>卸売市場法</p> <p>目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 卸売市場整備基本方針等（第四条―第六 条） 第三章 中央卸売市場 第一節 開設（第七条―第十四条）</p>
<p>政令</p>	<p>○ 卸売市場法施行令 （昭和四十六年六月三十日） （政令第二百二十一号）</p>	<p>卸売市場法施行令をここに公布する。</p> <p>卸売市場法施行令</p> <p>内閣は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第一項及び第四項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第八条第一号、第十一条第一項、第七十三条第一項及び第二項並びに第七十六条の規定に基づき、この政令を制定する。</p>
<p>省令等</p>	<p>○ 卸売市場法施行規則 （昭和四十六年六月三十日） （農林省令第五十二号）</p> <p>○ 中央卸売市場開設区域を指定する件 （昭和四十七年二月十五日） （農林省告示第六十一号）</p> <p>○ 中央卸売市場指定区域を指定する件 （昭和三十一年九月二十四日） （農林省告示第六百十二号）</p> <p>○ 卸売業者の純資産基準額を定める件 （昭和四十六年六月三十日） （農林省告示第千二十八号）</p>	<p>卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、卸売市場法施行規則を次のように定める。</p> <p>卸売市場法施行規則</p>

第二節 卸売業者等（第十五条―第三十三条）

第三節 売買取引（第三十四条―第四十七条）

第四節 監督（第四十八条―第五十一条）

第五節 雑則（第五十二条―第五十四条）

第四章 地方卸売市場

第一節 開設及び卸売の業務についての許可（第五十五条―第六十条）

第二節 業務についての規制及び監督（第六十一条―第六十六条）

第三節 雑則（第六十七条―第六十九条）

第五章 都道府県卸売市場審議会（第七十条・第七十一条）

第六章 雑則（第七十二条―第七十六条）

第七章 罰則（第七十七条―第八十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「生鮮食品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食品その他一般消費者が日常生活の用に供する食品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食品

第一条 削除

（平一政三三）

等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。

4 この法律において、「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいう。

(昭五三法八七・平一一法一〇九・一部改正)

(地方卸売市場の施設の最低規模)

第二条 卸売市場法(以下「法」という。)第二条第四項の政令で定める規模は、その卸売市場の取扱品目が次の各号に掲げる品目のいずれかに該当する場合において、その該当する品目のいずれか一につき、それぞれ当該各号に掲げる卸売場の面積とする。

一 青果物(野菜及び果実をいう。) その卸売場の面積三百三十平方メートル

二 水産物 その卸売場の面積二百平方メートル
(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、三百三十平方メートル)

三 肉類 その卸売場の面積百五十平方メートル
四 花き その卸売場の面積二百平方メートル

(昭四八政七一・平一一政三三三・一部改正)

(名称の制限)

第三条 中央卸売市場又は地方卸売市場の名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いなければならない。

2 卸売市場であつて中央卸売市場又は地方卸売市場でないものの名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いてはならない。

第二章 卸売市場整備基本方針等

(卸売市場整備基本方針)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針（以下「卸売市場整備基本方針」という。）を定めなければならない。

2 卸売市場整備基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標

二 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

四 卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）又は仲卸しの業務（卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者の経営規模の拡大、経営管理

(卸売市場整備基本方針)

第三条 法第四条第一項の卸売市場整備基本方針は、おおむね五年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

(昭五三政二八二・一部改正)

の合理化等経営の近代化の目標

五 その他卸売市場の整備に関する重要事項

3 前項第一号の目標を定めるに当たっては、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編について配慮しなければならぬ。

4 農林水産大臣は、卸売市場整備基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、卸売市場整備基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、卸売市場整備基本方針の変更に ついて準用する。

(昭五三法八七・平三法五九・平一一法一〇九・平一一法一六〇・平一六法九六・一部改正)

(中央卸売市場整備計画)

第五条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、中央卸売市場の整備を図るための計画（以下「中央卸売市場整備計画」という。）を定めなければならない。

2 中央卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針に即するものでなければならない。

一 生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市で中央卸売市場を開設することが必要と認められるものの名称

二 その取扱品目の適正化若しくはその施設の改善を図ること又はその運営の広域化若しくは地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の名称

三 取扱品目の設定又は変更に関する事項

(中央卸売市場整備計画)

第四条 法第五条第一項の中央卸売市場整備計画は、前条の目標年度までの期間につき定めるものとする。

四 施設の改良、造成、取得又は管理に関する事項
五 その他中央卸売市場の整備を図るために必要な事項

3 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、中央卸売市場整備計画の変更に
ついて準用する。

(昭五三法八七・平三法五九・平二法一六〇・平一六法九六・一部改正)

(都道府県卸売市場整備計画)

第六条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県における卸売市場の整備を図るための計画(以下「都道府県卸売市場整備計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。

一 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に応ずる卸売市場の適正な配置の方針

二 その区域における生鮮食料品等の流通事情に応ずる近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

四 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

(都道府県卸売市場整備計画)

第五条 法第六条第一項の都道府県卸売市場整備計画は、第三条の目標年度までの期間につき定めるものとする。

- 3 都道府県は、都道府県卸売市場整備計画を定めようとするときは、当該都道府県の区域内の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に協議しなければならない。
- 4 都道府県は、都道府県卸売市場整備計画を定めるときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、都道府県卸売市場整備計画の変更について準用する。

（昭五三法八七・昭六一法二〇九・平一六法九六・一部改正）

第三章 中央卸売市場

第一節 開設

（開設区域）

第七条 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市及びその周辺の地域であつて、その区域内における生鮮食品等の流通事情に照らしその区域を一体として生鮮食品等の流通の円滑化を図る必要があると認められる一定の区域を、中央卸売市場開設区域（以下この章において「開設区域」という。）として指定することができる。

○ 中央卸売市場開設区域を指定する件

（昭和四十七年二月十五日）

（農林省告示第六十一号）

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七条第一項の規定により、次のように中央卸売市場開設区域を指定する。

昭和四十七年二月十五日

農林大臣 赤城 宗徳

八戸市中央卸売市場開設区域

八戸市

秋田市中央卸売市場開設区域

秋田市

いわき市中央卸売市場開設区域

いわき市

福井市中央卸売市場開設区域

福井市

静岡市中央卸売市場開設区域

静岡市

浜松市中央卸売市場開設区域

浜松市

大阪府中央卸売市場開設区域

茨木市、大阪市（東淀川区、旭区、城東区、淀川区及び鶴見区に限る。）、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町

奈良県中央卸売市場開設区域

奈良市、天理市、橿原市、大和郡山市、大和高田市、御所市、桜井市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡、高市郡

長崎市中央卸売市場開設区域

長崎市

宮崎市中央卸売市場開設区域

宮崎市

沖縄県中央卸売市場開設区域

沖縄県

附 則 （平成十七年六月十四日農林水産省告示第九十九号）

この告示は、平成十八年一月一日から施行する。

○中央卸売市場指定区域を指定する件

（昭和三十一年九月二十四日）
（農林省告示第六百二十二号）

中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号）第一条第一項の規定により本日付で中央卸売市場指定区域の指定を次のように改めたので、中央卸売市場法施行規則（大正十二年農商務省令臨第十号）第八条第一号の規定により告示する。

昭和三十一年九月二十四日

農林大臣 河野 一郎

札幌市中央卸売市場指定区域

札幌市

青森市中央卸売市場指定区域

青森市

盛田市中央卸売市場指定区域

盛岡市

紫波郡矢巾町

仙台市中央卸売市場指定区域

仙台市

宇都宮市中央卸売市場指定区域

宇都宮市

さいたま市食肉中央卸売市場開設区域

さいたま市

東京都中央卸売市場開設区域

東京都

川崎市中央卸売市場指定区域

川崎市

横浜市中央卸売市場指定区域

横浜市

新潟市中央卸売市場指定区域

新潟市

金沢市中央卸売市場指定区域

金沢市

岐阜市中央卸売市場指定区域

岐阜市

名古屋市中中央卸売市場開設区域

名古屋市中、西春日井郡豊山町

京都市中央卸売市場指定区域

京都市

大阪市中央卸売市場開設区域

大阪市、堺市、豊中市、吹田市、守口市、八尾

市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市

神戸市中央卸売市場指定区域
神戸市

姫路市中央卸売市場指定区域
姫路市

和歌山市中央卸売市場指定区域
和歌山市

岡山市中央卸売市場指定区域
岡山市

広島市中央卸売市場指定区域
広島市

宇部市中央卸売市場指定区域
宇部市

徳島市中央卸売市場指定区域
徳島市

高松市中央卸売市場指定区域
高松市

松山市中央卸売市場指定区域
松山市

高知市中央卸売市場指定区域
高知市

北九州市中央卸売市場開設区域
北九州市

福岡市中央卸売市場指定区域
福岡市

久留米市中央卸売市場指定区域
久留米市

鹿児島市中央卸売市場指定区域
鹿児島市

附 則 (平成十三年五月十四日農林水産省告示第六百四十四号)

この告示は、平成十三年五月一日から施行す

- (昭和三一農林告示六一三) ・一部改正
- (昭和三二農林告示五六一) ・一部改正
- (昭和三六農林告示七一七) ・一部改正
- (昭和三八農林告示一〇四) ・一部改正
- (昭和三八農林告示一五三三) ・一部改正
- (昭和三九農林告示一四一六) ・一部改正
- (昭和四一農林告示五二六) ・一部改正
- (昭和四三農林告示四六) ・一部改正
- (昭和四四農林告示一二八) ・一部改正
- (昭和四五農林告示一七六三) ・一部改正
- (昭和四五農林告示一七六四) ・一部改正
- (昭和四七農林告示六一) ・一部改正
- (昭和四七農林告示一〇五四) ・一部改正
- (昭和四八農林告示八五八) ・一部改正
- (昭和四八農林告示一八四五) ・一部改正
- (昭和五〇農林告示七一〇) ・一部改正
- (昭和五一農林告示三六七) ・一部改正
- (昭和五一農林告示三六八) ・一部改正
- (昭和五三農林告示四三二) ・一部改正
- (昭和五六農林告示四五) ・一部改正
- (昭和六一農水告示五二〇) ・一部改正
- (昭和六一農水告示五二一) ・一部改正
- (平成一三農水告示五二七) ・一部改正
- (平成一三農水告示六四四) ・一部改正
- (平成一七農水告示六四三) ・一部改正
- (平成一七農水告示六四四) ・一部改正
- (平成一七農水告示六四五) ・一部改正
- (平成一七農水告示六四六) ・一部改正
- (平成一七農水告示一〇九九) ・一部改正
- (平成一八農水告示五二九) ・一部改正
- (平成一九農水告示四四一) ・一部改正

- 2 農林水産大臣は、開設区域を指定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。
- 3 前二項の規定は、開設区域の変更について準用する。

(昭五三法八七・平三法五九・平一法一六〇・一部改正)

(開設の認可)

第八条 次の各号のいずれかに該当する地方公共団体は、農林水産大臣の認可を受けて、開設区域において中央卸売市場を開設することができる。

- 一 都道府県又は政令で定める数以上の人口を有する市で、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するもの
- 二 中央卸売市場の開設に関する事務を処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合で、前号に掲げる都道府県又は市の一以上が加入し、かつ、当該開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

(昭五三法八七・平六法四九・一部改正)

(中央卸売市場を開設する市の最低人口)
 第六条 法第八条第一号の政令で定める数は、二十万とする。

(平成二〇農水告示五四一・一部改正)
 (平成二〇農水告示五九六・一部改正)
 (平成二二農水告示四四九・一部改正)
 (平成二二農水告示一三九〇・一部改正)
 (平成二三農水告示五四八・一部改正)
 (平成二三農水告示七二二・一部改正)
 (平成二五農水告示一一五九・一部改正)
 (平成二六農水告示六二二・一部改正)

(認可の申請)

第九条 前条第一号又は第二号に該当する地方公共団体は、同条の認可を受けようとするときは、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 中央卸売市場の位置及び面積

二 取扱品目

三 開場の期日及び時間

四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法(委託手数料に関する事項にあつては、農林水産省令で定めるもの)

五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

六 卸売の業務を行う者に関する事項

七 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項(この章において業務規程で定めるべきものとされた事項に限る。)

八 施設の使用料

3 第一項の事業計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱いの数量及び金額の見込み

二 施設の種類、規模、配置及び構造

三 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画

(昭五三法八七・平一六法九六・一部改正)

(委託手数料に関する事項)

第一条 卸売市場法(以下「法」という。)第九条第二項第四号の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 委託手数料の徴収の方法に関する事項

二 委託手数料の額の決定に関する事項

三 委託手数料の額の周知に関する事項

(平一六農水令五・追加)

(認可の基準)

第十条 農林水産大臣は、第八条の認可の申請が次の各号に掲げる基準に適合する場合は、同条の認可をしてはならない。

- 一 当該申請に係る中央卸売市場の開設が中央卸売市場整備計画に適合するものであること。
- 二 当該申請に係る中央卸売市場がその開設区域における生鮮食料品等の卸売の中核的拠点として適切な場所に開設され、かつ、相当の規模の施設を有するものであること。
- 三 業務規程の内容が法令に違反せず、かつ、業務規程に規定する前条第二項第三号から第八号までに掲げる事項が中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保する見地からみて適切に定められていること。
- 四 事業計画が適切で、かつ、その遂行が確実と認められること。

(昭五三法八七・平一六法九六・一部改正)

(業務規程に規定する事項等の変更)

第十一条 第八条の認可を受けた地方公共団体（以下この章において「開設者」という。）は、第九条第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第二号に掲げる事項の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(業務規程に規定する事項等の軽微な変更)

第七条 法第十一条第一項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 中央卸売市場の面積の変更のうち、市場（法第十五条第二項の市場をいう。第六号において同じ。）ごとに、その面積の十パーセント以内を増減するもの
- 二 開場の期日又は時間の変更のうち、開場されていなかった期日又は時間を開場することとするもの
- 三 卸売の業務を行う者に関する事項の変更のうち、保証金の額の十パーセント以内を増減するもの

四 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項の変更のうち、仲卸しの業務を行う者の保証金の額の十パーセント以内を増減するもの
五 施設の使用料の変更のうち、卸売場、仲卸売場、生鮮食料品等の保管所若しくは積込所又は駐車場（次号において「卸売場等」という。）の使用料をその十パーセントを超えて増減するもの以外のもの
六 施設の種類、規模、配置又は構造の変更のうち、市場ごとに、卸売場等の面積をその十パーセントを超えて増減するもの以外のもの

（平一政三三・平一六政一九六・一部改正）

2 開設者は、第九条第二項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に係る前項の認可の申請をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより選定した卸売業者（第十五条第一項の許可を受けた者をいう。以下この章において同じ。）（第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）、第三十六条第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。ただし、第十三条の二第一項の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。

3 前条の規定は、第一項の認可について準用する。
（昭五三法八七・平一法一〇九・平一六法九六・一部改正）

（開設の促進等の勧告）

第十二条 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、中央卸売市場整備計画で定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体又

（利害関係者の選定）

第二条 法第十一条第二項の規定により意見を聴くべき利害関係者（以下「利害関係者」という。）の選定は、意見を述べることについて正当な理由を有する者のうちから開設者（法第十一条第一項の開設者をいう。以下同じ。）が指名することにより行うものとする。

（平一農水令五〇・追加、平一六農水令五一・

旧第一条繰下・一部改正、平二八農水令三〇・一部改正）

は当該都市の周辺の地域を管轄する地方公共団体に対し、中央卸売市場の開設を促進し、一体として中央卸売市場を開設し、又は開設される中央卸売市場位置、規模等について調整を図るべき旨の勧告をすることができるとある。

(昭五三法八七・平三法五九・平一一法一六〇・一部改正)

(中央卸売市場開設運営協議会)

第十三条 第八条第一号若しくは第二号に該当する地方公共団体又は開設者は、中央卸売市場の開設又はその業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、条例で、中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会の委員は、学識経験のある者のうちから、協議会を設置する前項の地方公共団体又は開設者が委嘱する。この場合において、当該地方公共団体又は開設者は、当該中央卸売市場に係る開設区域の全部又は一部を管轄する他の地方公共団体と協議して、当該他の地方公共団体の代表者又は職員を協議会の委員に委嘱することができる。

3 前二項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会を設置する第一項の地方公共団体又は開設者が条例で定める。

(市場取引委員会)

第十三条の二 開設者は、中央卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会（以下この条において「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、業務規程の変更（第九条第二項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に限る。）に関し、及び当該中央卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意

見を述べることができる。

3 委員会の委員は、卸売業者、仲卸業者、第三十六条第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。

4 前三項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会を設置する開設者が業務規程で定める。

(平一法一〇九・追加、平一六法九六・一部改正)

(開設者の地位の承継)

第十三条の三 次の各号のいずれかに該当する地方公共団体であつて、現に開設されている中央卸売市場(中央卸売市場整備計画で定められた運営の広域化を推進することが必要と認められるものに限る。)の開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、中央卸売市場の開設者となろうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて、当該中央卸売市場の開設者の地位を承継することができる。

一 都道府県で、現に開設されている中央卸売市場の開設区域の全部を管轄するもの

二 中央卸売市場の開設に関する事務を処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合で、現に開設されている中央卸売市場の開設者である地方公共団体(当該開設者が第八条第二号に規定する一部事務組合又は広域連合である場合にあつては、これらを組織する地方公共団体)が加入し、かつ、当該中央卸売市場の開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

2 前項の規定による地位の承継があつたときは、当該中央卸売市場に係る従前の開設者に対する第八条

(開設者の地位の承継の認可の申請)

第三条 法第十三条の三第一項の規定により開設者の地位の承継に係る認可を受けようとする地方公共団体は、当該承継に係る中央卸売市場の施設に係る権原を取得したことを証する書類を、同条第三項において準用する法第九条第一項の申請書に添えて農林水産大臣に提出しなければならない。

(平一一農水令五〇・追加、平一六農水令五一・旧第一条の二繰下)

の認可は、その効力を失う。

3 第九条及び第十条（同条第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の認可について準用する。

（平一法一〇九・追加、平一六法九六・一部改正）

（開設者の地位の承継の効果）

第十三条の四 前条第一項の規定による地位の承継後の中央卸売市場（以下この条において「新卸売市場」という。）に係る業務規程（以下この条において「新業務規程」という。）が次に掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の中央卸売市場（以下この条において「旧卸売市場」という。）の卸売業者（以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

一 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者についての第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。

二 新業務規程で新卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回っていないこと。

2 新業務規程が次に掲げる要件を満たす場合には、旧卸売市場の仲卸業者（以下この条において「旧卸売市場仲卸業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における仲卸しの業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について仲卸しの業務を行う者として第三十三条第一

項の許可を受けたものとみなす。

一 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場仲卸業者についての第三十三条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。

二 新業務規程で新卸売市場において仲卸しの業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあっては、当該数の最高限度が旧卸売市場仲卸業者の数を下回っていないこと。

3 前条第一項の規定による地位の承継前に、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、農林水産大臣が旧卸売市場卸売業者に対してした処分、手続その他の行為又は旧卸売市場卸売業者が農林水産大臣に対してした手続その他の行為は、農林水産大臣が第一項の規定により第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者に対してした処分、手続その他の行為又は第一項の規定により第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者が農林水産大臣に対してした手続その他の行為とみなす。

(平一法一〇九・追加)

(地方卸売市場への転換)

第十三条の五 中央卸売市場整備計画で定められた地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の開設者又は当該開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、地方卸売市場を開設しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けて、当該中央卸売市場を地方卸売市場に転換することができる。

(地方卸売市場への転換の許可の申請)

第四条 第十三条の五第一項の規定により地方卸売市場への転換に係る許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可を受けようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を同条第四項において準用する法第五十六条第一項の申請書に添えて都道府県知事に提出しなければならない。

一 中央卸売市場の開設者 地方卸売市場としての業務開始の予定期日を記載した書類

二 中央卸売市場の開設者から当該中央卸売市場の施設の権原を取得し、地方卸売市場を開設し

- 2 前項の許可を受けた者は、第五十五条の許可を受けたものとみなす。
- 3 第一項の規定による転換があつたときは、当該中央卸売市場に係る第八条の認可は、その効力を失う。
- 4 第五十六条及び第五十七条の規定は、第一項の許可について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(平一六法九六・追加)

(地方卸売市場への転換の効果)

第十三条の六 前条第一項の規定による転換後の地方卸売市場に係る業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が同項の規定による転換前の中央卸売市場の卸売業者についての第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいる場合には、当該卸売業者は、当該中央卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第五十八条第一項の許可を受けたものとみなす。

(平一六法九六・追加)

(廃止の認可)

第十四条 開設者は、中央卸売市場を廃止しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない

ようとする者 前号に定める書類及び転換に係る中央卸売市場の施設に係る権原を取得したことを証する書類

(平一六農水令五一・追加)

ない。

2 農林水産大臣は、中央卸売市場の廃止によつて一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがないと認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

(昭五三法八七・一部改正)

第二節 卸売業者等

(卸売業務の許可)

第十五条 中央卸売市場において卸売の業務を行なうとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、農林水産省令で定める市場（以下この章において単に「市場」という。）及び農林水産省令で定める取扱品目の部類（以下この章において単に「取扱品目の部類」という。）ごとに行なう。

(昭五三法八七・一部改正)

(市場)

第五条 法第十五条第二項の農林水産省令で定める市場は、卸売場、生鮮食料品等の保管所及び積込所、駐車場その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な相当規模の施設が一の機能を営むために相互に緊密な関連をもつて運営されるよう配置されたこれら施設の総合体で、開設者が業務規程で定めるものをいう。

(昭五三農令四九・一部改正、平一一農水令五〇・旧第一条繰下・

一部改正、平一六農水令五一・旧第一条の三繰下)

(取扱品目の部類)

第六条 法第十五条第二項の農林水産省令で定める取扱品目の部類は、次の各号に掲げる部類とする。

一 青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

二 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定

(許可の申請)

第十六条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者を經由して農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 資本金又は出資の額及び役員の名
- 三 前条第一項の許可を受けて卸売の業務を行おうとする市場及び取扱品目
- 二 開設者は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、その申請書を農林水産大臣に進達しなければならない。この場合において、当該開設者は、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を付すことができる。
- 三 第一項の申請書には、農林水産省令で定める書類を添附しなければならない。

(昭五三法八七・平一一法一〇九・平一七法八七・平二五法四四・一部改正)

めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

- 三 食肉部 肉類及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- 四 加工食料品部 加工食料品を主たる取扱品目とし、及び開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- 五 花き部 花きを主たる取扱品目とし、及び開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

(昭四八農令二三・昭五三農令四九・一部改正、平一六農水令五一・旧第二条繰下)

(卸売業務の許可申請書の添付書類)

第七条 法第十六条第三項の農林水産省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる

書面

四 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

五 別記様式第一号の例により作成した最近二年間における事業報告書

六 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書

七 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持つているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至つた理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書

イ 申請者がその法人の総株主等の議決権の二分の一以上に相当する議決権を有する関係

ロ 申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係

ハ 申請者がその法人の総株主等の議決権の百分の十以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続

(許可の基準)

第十七条 農林水産大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、この法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。
- 三 申請者が、第四十九条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。
- 四 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの

的で緊密な関係を維持する関係（ロに掲げるものを除く。）

八 申請者が法第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

九 申請者が法第十七条第二項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

十 申請の日前三十日以内の日現在において別記様式第二号の例により作成した純資産額調書

(昭五三農令四九・平二一農水令五〇・一部改正、

平一六農水令五一・旧第三条繰下・一部改正、

平一七農水令一八・平一八農水令三九・一部改正)

- ハ 第四十九条第二項第二号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して三年を経過しないもの
- ニ 第四十九条第二項第三号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して三年を経過しないもの
- 五 申請者が中央卸売市場における卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有する者でないとき。
- 六 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額（その者が他の取扱品目の部類について第十五条第一項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあつては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つていないとき。
- 七 業務規程で中央卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、その許可をすることによつて卸売業者の数が当該最高限度を超えることとなるとき。
- 2 農林水産大臣は、第十五条第一項の許可の申請をした者が第二十五条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるときは、第十五条第一項の許可をしないことができる。
- 3 第一項第六号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、農林水産省

（純資産額の計算方法）
第八条 法第十七条第三項の規定により純資産額を

令で定めるところにより計算するものとする。

(昭五三法八七・平一一法一〇九・平一一法八七・一部改正)

計算する場合には、第一号に掲げる資産の額の合計額から第二号に掲げる負債の額の合計額を控除するものとする。

一 資産

- (1) 現金
- (2) 預金（支払期日が一年内に到来しない定期預金を除く。）
- (3) 売掛金
- (4) 受取手形
- (5) 有価証券（親会社株式、投資有価証券及び子会社株式を除く。）
- (6) 親会社株式
- (7) 商品
- (8) 貯蔵品
- (9) 前渡金（荷主前渡金を除く。）
- (10) 荷主前渡金
- (11) 前払費用（一年内に償却され費用となるものに限る。）
- (12) 未収収益
- (13) 立替金
- (14) 短期貸付金
- (15) 未収金
- (16) 仮払金
- (17) (1)から(16)までに掲げるもの以外の流動資産
- (18) 建物
- (19) 構築物
- (20) 機械及び装置
- (21) 船舶及び車両その他の陸上運搬具
- (22) 工具、器具及び備品
- (23) 土地
- (24) 建設仮勘定
- (25) (18)から(24)までに掲げるもの以外の有形固定資産

(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)		(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(30)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	
預り金（預り保証金を除く。）	前受金	未払費用	未払税金	未払金（未払税金を除く。）	短期借入金	支払手形	買掛金	受託販売未払金		新株発行費	開発費	試験研究費	開発費	創立費	創設費	事業者保険料	長期前払費用（(11)に掲げるものを除く。）	ものに限る。）	定期預金（支払期日が一年内に到来しないものに限る。）	開設者預託保証金	長期貸付金	子会社出資金	出資金（子会社出資金を除く。）	子会社株式	投資有価証券（子会社株式を除く。）	資産	（26）から（29）までに掲げるもの以外の無形固定	施設負担金	電話加入権	借地権（地上権を含む。）	のれん

(処分の手続)
第十八条 農林水産大臣は、第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分をしようとするときは、開設者の意見を尊重しなければならない。

(昭五三法八七・一部改正)

(純資産額)
第十九条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、中央卸売市場の業務の規模、卸売の業務を行なう者の数の最高限度その他の事情を考慮して、農林水産大臣が定める。

- (10) 前受収益
- (11) 仮受金
- (12) 賞与引当金
- (13) (1)から(12)までに掲げるもの以外の流動負債
- (14) 長期借入金
- (15) 預り保証金
- (16) 退職給付引当金
- (17) (14)から(16)までに掲げるもの以外の固定負債
- (18) 引当金(12)、(13)、(16)及び(17)に掲げるものを除く。)

2 前項に規定する資産及び負債の額は、純資産額の計算を行なう日(以下「計算日」という。)における帳簿価額により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額をこえるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

(昭五五農水令四八・昭五八農水令三七・一部改正、平一六農水令五一・旧第四条繰下・一部改正、平一八農水令三九・一部改正)

○ 卸売業者の純資産基準額を定める件

(昭和四十六年六月三十日)
(農林省告示第千二十八号)

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十九条第一項の規定に基づき、卸売業者の純資産

基準額を次のように定める。

昭和四十六年六月三十日

農林大臣 倉石 忠雄

卸売市場法第十九条第一項の農林大臣の定める卸売業者の純資産基準額は、次の表の上欄に掲げる取扱品目の部類ごとに、同表の相当中欄に掲げる当該事業年度の開始日前一年間の卸売の金額（同法第十五条第一項の許可を受けて一年を経過しない者については、卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号。以下「規則」という。）第三条第一項第六号に規定する事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以後一年間の卸売の予定金額）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

取扱品目の部類	卸売金額	純資産基準額
青果部	五十億円未満	三千万円
	五十億円以上	六千六百万円
	百億円未満	
	百億円以上二百億円未満	一億五千万円
	二百億円以上	二億七千万円
	三百億円未満	
	三百億円以上	三億六千万円
	四百億円未満	
	四百億円以上	四億五千万円
	五百億円未満	
五百億円以上	六億円	
七百億円未満		
七百億円以上	七億五千万円	
一千億円未満		

	食肉部	水産物部	
五億円未満	五十億円未満 五十億円以上 百億円未満 百億円以上 二百億円未満 二百億円以上 三百億円未満 三百億円以上 四百億円未満 四百億円以上 五百億円未満 五百億円以上	一千億円以上 一千億円未満 七百億円以上 七百億円未満 五百億円以上 五百億円未満 四百億円以上 四百億円未満 三百億円以上 三百億円未満 二百億円以上 二百億円未満 百億円以上 百億円未満 五十億円以上 五十億円未満	一千億円以上 十二億円
百万円	二億円 一億五千万円 一億二千万円 九千万円 五千万円 二千万円 一千万円	十二億円 七億五千万円 六億円 四億五千万円 三億六千万円 二億七千万円 一億五千万円 六千六百万円 三千万円	十二億円

加工食品部	花き部
五億円以上十億円未満 十億円以上二十億円未満 二十億円以上三十億円未満 三十億円以上五十億円未満 五十億円以上百億円未満 百億円以上二百億円未満 二百億円以上	十億円未満 十億円以上二十億円未満 二十億円以上三十億円未満 三十億円以上五十億円未満 五十億円以上百億円未満 百億円以上
百五十万円 四百五十万円 八百万円 一千万円 二千二百万円 五千万円 九千万円	四百五十万円 一千五百万円 二千四百万円 三千九百万円 七千五百万円 一億五千万円

附 則

- 1 この告示は、昭和四十六年七月一日から施行する。
- 2 昭和三十三年六月三十日農林省告示第四百五十七号（中央卸売市場法第十条ノ四第一項第二号の額を定める件）は、廃止する。
- 3 規則附則第三項の規定により、卸売市場法第十五条第二項の農林省令で定める取扱品目の部

類とされる部類に係る卸売業者の純資産基準額については、野菜及び果実を主たる取扱品目とする部類にあつてはその部類を青果部として、生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とする部類にあつてはその部類を水産物部として、肉類を主たる取扱品目とする部類にあつてはその部類を食肉部として、その他の部類にあつてはその部類を加工食料品部としてこの告示の規定を適用する。

附 則（平成十一年十一月十二日農林水産

省告示第千五百十一号）

1 この告示は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の際現に青果部、水産物部又は花き部について卸売市場法第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行っている者の純資産基準額は、この告示の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の本則の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる取扱品目の部類ごとに、同表の相当中欄に掲げる卸売金額（計算の日の属する事業年度の開始日前一年間の卸売の金額（卸売市場法第十五条第一項の許可を受けて一年を経過しない者については、卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）第三条第一項第六号に規定する事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以降一年間の卸売の予定金額）をいう。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

取扱品目の部類	卸売金額	純資産基準額

水産物部	青果部
五十億円未満 五十億円以上 百億円未満 百億円以上二 百億円未満 二百億円以上 三百億円未満 三百億円以上 四百億円未満 四百億円以上 五百億円未満 五百億円以上 七百億円未満 七百億円以上 一千億円未満	五十億円未満 五十億円以上 百億円未満 百億円以上二 百億円未満 二百億円以上 三百億円未満 三百億円以上 四百億円未満 四百億円以上 五百億円未満 五百億円以上 七百億円未満 七百億円以上 一千億円未満 一千億円以上
二千万円 四千四百万円 一億円 一億円 一億八千万円 二億四千万円 三億円 四億円 五億円	二千万円 四千四百万円 一億円 一億円 一億八千万円 二億四千万円 三億円 四億円 五億円 八億円

2 農林水産大臣は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類が二以上ある場合にあっては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つてゐることが明らかとなつたときは、当該卸売業者に対し、中央卸売市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による処分の日から起算して六月以内に、当該処分を受けた者から農林水産省令で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となつた旨の申出があつた場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

花き部	一千億円以上	八億円
	十億円未満	三百万円
花き部	十億円以上二十億円未満	一千万円
	二十億円以上三十億円未満	一千六百万円
	三十億円以上五十億円未満	二千六百万円
	五十億円以上百億円未満	五千万円
	百億円以上	一億円
	百億円以上	一億円

（昭和四八農林告示八二四・一部改正）
（平成一一農水告示一五一・一部改正）

（純資産額回復の申出）

第九条 法第十九条第三項の規定による申出をしようとする者は、申出書に別記様式第二号の例により作成した純資産額調査を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

（昭五三農令四九・平一二農水令五・一部改正、
平一六農水令五一・旧第五条繰下）

4 農林水産大臣は、第二項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該期間内に当該申出があつても農林水産大臣がこれを相当と認めることができないうとき（当該期間内に二以上の申出があつたときは、その申出のすべてについて農林水産大臣が相当と認めることができないうとき）は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならぬ。

5 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

6 第十七条第三項の規定は、第二項及び第三項の純資産額について準用する。

（昭五三法八七・平五法八九・平一一法一〇九・一部改正）

（純資産額の報告等）

第二十条 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎年二回、農林水産大臣に対し、その純資産額を報告しなければならない。

2 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が定める期間ごとに、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定める財産の状況を記載した書類を提出しなければならない。

（純資産額の定期報告）

第十条 法第二十条第一項の規定による報告は、毎年三月三十一日及び九月三十日を計算日として別記様式第二号により作成した純資産額調書を提出しなければならない。

2 前項の報告は、当該純資産額調書に係る計算日から六十日以内しなければならない。

（昭五三農令四九・平一二農水令五・平二二農水令八二・一部改正、
平一六農水令五一・旧第六條繰下）

（財産の状況を記載した書類の提出）

第十一条 法第二十条第二項の規定による財産の状況を記載した書類の提出は、卸売業者（法第十五条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）が法第五十一条第二項各号のいずれかに該当することとなつた場合又はその純資産額が法第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額（そ

3 第十七条第三項の規定は、第一項の純資産額について準用する。

(昭五三法八七・平一一法一〇九・一部改正)

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第二十一条 卸売業者が事業（中央卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて農林水産大臣の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（中央卸売市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について農林水産大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第一項又は前項の認可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、開設者を経由して申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

の者が卸売の業務を行う取扱品目の部類が二以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つた場合に、農林水産大臣の指示に従い行うものとする。

2 法第二十条第二項の農林水産省令で定める財産の状況を記載した書類は、別記様式第三号により作成した残高試算表とする。

(平一一農水令七七・追加、平一六農水令五一・旧第六条の二繰下)

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請書)

第十二条 法第二十一条第三項の規定による申請をする場合において、その申請が事業の譲渡し及び

-
-
- 譲受けに係るものであるときは、当該申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、譲渡人及び譲受人が連署しなければならない。
- 一 譲渡人及び譲受人の名称及び住所
 - 二 譲り渡す事業に係る市場（法第十五条第二項の市場をいう。第十五条を除き、以下同じ。）及び取扱品目
 - 三 譲渡し及び譲受けの予定年月日
 - 四 譲渡し及び譲受けを必要とする理由
- 2 法第二十一条第三項の規定による申請をする場合において、その申請が合併に係るものであるときは、当該申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、合併の当事者が連署しなければならない。
- 一 合併の当事者の名称及び住所
 - 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
 - 三 合併の方法及び条件
 - 四 合併の予定年月日
 - 五 合併を必要とする理由
- 3 法第二十一条第三項の規定による申請をする場合において、その申請が分割に係るものであるときは、当該申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、分割の当事者が二以上あるときは、それらの者が連署しなければならない。
- 一 分割の当事者の名称及び住所
 - 二 分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人の名称及び住所
 - 三 分割により承継させる中央卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目
 - 四 分割の方法及び条件
 - 五 分割の予定年月日
 - 六 分割を必要とする理由
-

4 第十六条第二項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項の申請書」とあるのは「第二十一条第三項の申請書」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人」と、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「第二十一条第三項の申請書」と、第十七条第一項中「第十五条第一項の許可の申請」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人」と、同条第二項中「第十五条第一項の許可の申請をした者」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人」と、「第十五条第一項の許可を」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可を」と、第十八条中「第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第二十一条第一項若しくは第二項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替えるものとする。

(昭五三法八七・平九法九六・平二一法一〇九・平二二法九一・

平一七法八七・一部改正)

(平一一農水令五〇・平一三農水令六四・一部改正、

平一六農水令五一・旧第七条繰下、

平一八農水令三九・一部改正)

○ 法第二十一条第四項の規定による読み替え後の法第十六条第二項及び第三項、第十七条並びに第十八条

(許可の申請)

第十六条

2 開設者は、第二十一条第三項の申請書を受理したときは、遅滞なく、その申請書を農林水産大臣に進達しなければならない。この場合、当該開設者は、その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を付すことができる。

3 第二十一条第三項の申請書には、農林水産省令で定める書類を添附しなければならない。(許可の基準)

第十七条 農林水産大臣は、第二十一条第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人が法人でないとき。

二 その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人が、この法律の規定によ

り罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人が、第四十九条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人の業務を執行する役員のうち次に次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの

ハ 第四十九条第二項第二号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）でその処分の日から起算して三年を経過しないもの

ニ 第四十九条第二項第三号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解

任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して三年を経過しないもの

五 その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人が中央卸売市場における卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有する者でないとき。

六 その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額（その者が他の取扱品目の部類について第十五条第一項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあつては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つていないとき。

七 業務規程で中央卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、その許可をすることによつて卸売業者の数が当該最高限度を超えることとなるとき。

2 農林水産大臣は、第二十一条第一項又は第二項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人が第二十五条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるときは、第二十一条第一項又は第二項の認可をしないこと

ができる。

3 第一項第六号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、農林水産省令で定めるところにより計算するものとする。

(処分の手続)

第十八条 農林水産大臣は、第二十一条第一項若しくは第二項の認可又は認可の拒否の処分しようとするときは、開設者の意見を尊重しなければならない。

(事業の譲渡し及び譲受け又は合併若しくは分割の認可申請書の添付書類)

第十三条 法第二十一条第四項において準用する法第十六条第三項の農林水産省令で定める前条第一項の申請書の添付書類については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「次の各号に掲げる書類」とあるのは「次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、同条第八号及び第九号中「申請者」とあるのは「譲受人である申請者」と読み替えるものとする。

○ 第十三条の規定による読み替え後の第七
条

(卸売業務の許可申請書の添付書類)

第七条 法第十六条第三項の農林水産省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しとする。

一 定款

二 登記事項証明書

三 役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに

代わる書面

四 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

五 別記様式第一号の例により作成した最近二年間における事業報告書

六 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書

七 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持つているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至つた理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書

イ 申請者がその法人の総株主等の議決権の二分の一以上に相当する議決権を有する関係

ロ 申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員

過半数又は代表する権限を有する役員
の過半数を占める関係

ハ 申請者がその法人の総株主等の議決
権の百分の十以上に相当する議決権を
有し、かつ、その法人の事業活動の主
要部分について継続的で緊密な関係を
維持する関係（口に掲げるものを除
く。）

八 譲受人である申請者が法第十七条第一
項第二号から第四号までに掲げる者に該
当しないことを誓約する書面

九 譲受人である申請者が法第十七条第二
項に規定する者に該当する場合には、そ
の旨を記載した書面

十 申請の日前三十日以内の日現在におい
て別記様式第二号の例により作成した純
資産額調査書

2

法第二十一条第四項において準用する法第十六
条第三項の農林水産省令で定める前条第二項の申
請書の添付書類については、第七条の規定を準用
する。この場合において、同条中「次の各号に掲
げる書類」とあるのは「当該申請者及び合併後存
続する法人又は合併により設立される法人につい
ての次の各号に掲げる書類及び合併に係る契約書
の写し」と、同条第八号及び第九号中「申請者」
とあるのは「合併後存続する法人又は合併により
設立される法人」と読み替えるものとする。

○ 第十三条第二項の規定による読み替え後
の第七条

（卸売業務の許可申請書の添付書類）

第七条 法第十六条第三項の農林水産省令で

定める書類は、当該申請者及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人についての次の各号に掲げる書類及び合併に係る契約書の写しとする。

一 定款

二 登記事項証明書

三 役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面

四 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

五 別記様式第一号の例により作成した最近二年間における事業報告書

六 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書

七 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持つているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至つた理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及

び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書

イ 申請者がその法人の総株主等の議決権の二分の一以上に相当する議決権を有する関係

ロ 申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の大過半数又は代表する権限を有する役員の大過半数を占める関係

ハ 申請者がその法人の総株主等の議決権の百分の十以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（ロに掲げるものを除く。）

八 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が法第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

九 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が法第十七条第二項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

十 申請の日前三十日以内の日現在において別記様式第二号の例により作成した純資産額調査書

3 法第二十一条第四項において準用する法第十六条第三項の農林水産省令で定める前条第三項の申請書の添付書類については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「次の各号に掲げる書類」とあるのは、「当該申請者及び分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法

人についての次の各号に掲げる書類並びに分割に係る計画書又は契約書の写し」と、同条第八号及び第九号中「申請者」とあるのは「分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(昭五三農令四九・平一一農水令五〇・平二三農水令六四・一部改正、

平一六農水令五一・旧第八條繰下・一部改正、

平一八農水令三九・一部改正)

○ 第十三条第三項の規定による読み替え後の第七條

(卸売業務の許可申請書の添付書類)

第七條 法第十六条第三項の農林水産省令で定める書類は、当該申請者及び分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人についての次の各号に掲げる書類並びに分割に係る計画書又は契約書の写しとする。

- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面
- 四 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- 五 別記様式第一号の例により作成した最近二年間における事業報告書
- 六 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書
- 七 申請者が他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。)を持っているときは、その法人の名称及び住所、その

法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至つた理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書

イ 申請者がその法人の総株主等の議決権の二分の一以上に相当する議決権を有する関係

ロ 申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の大過半数又は代表する権限を有する役員の大過半数を占める関係

ハ 申請者がその法人の総株主等の議決権の百分の十以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（ロに掲げるものを除く。）

八 分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人が法第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

第二十二條及び第二十三條 削除

(平一六法九六)

(名称変更等の届出)

第二十四條 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を開設者を經由して農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 第十五條第一項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 二 第十五條第一項の許可に係る卸売の業務を廃止したとき。
- 三 第十六條第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたとき。

(昭五三法八七・平一六法九六・一部改正)

(許可の取消し)

第二十五條 農林水産大臣は、卸売業者が第十七條第一項第二号又は第四号のいずれかに規定する者に該当することとなつたときは、第十五條第一項の許可を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、卸売業者が次の各号の一に該当するときは、第十五條第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに第十五條第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内に中央卸売

九 分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人が法第十七條第二項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

十 申請の日前三十日以内の日現在において別記様式第二号の例により作成した純資産額調書

市場における卸売の業務を開始しないとき。

二 正当な理由がないのに引き続き一月以上中央卸売市場における卸売の業務を休止したとき。

3 第十九条第五項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

(昭五三法八七・平五法八九・平一一法一〇九・一部改正)

(卸売業者の保証金)

第二十六条 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、第十五条第一項の許可に係る市場及び取扱品目の部類ごとに、開設者に保証金を預託した後でなければ、中央卸売市場における卸売の業務を開始してはならない。

2 前項の保証金は、農林水産省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他農林水産省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

(保証金)

第十四条 法第二十六条第一項の保証金の額は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、それぞれ各号に掲げる金額の範囲内において開設者が業務規程で定めるものとする。

- 一 青果部 百二十万円以上千六百万円以下
- 二 水産物部 百二十万円以上二千四百万円以下
- 三 食肉部 二百万円以上千二百万円以下
- 四 加工食料品部 百二十万円以上四百万円以下
- 五 花き部 百二十万円以上千二百万円以下

(昭四八農令三三・一部改正)

(保証金に充てることができる有価証券の範囲)
第十五条 法第二十六条第二項の農林水産省令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とする。ただし、第三号から第六号までに掲げる有価証券については、開設者が業務規程で定めるものに限る。

- 一 日本銀行が発行する出資証券
- 二 特別の法律により法人が発行する債券
- 三 金融商品取引所が開設する市場において売買取引されている株券
- 四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)による銀行が発行する株券(前号の株券を除く。)
- 五 第三号に掲げる株券を発行する会社が発行する社債券

- 3 開設者は、中央卸売市場につき卸売業者から收受する使用料、保管料及び手数料に関し、当該卸売業者が預託した第一項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。
- 4 卸売業者に対して中央卸売市場における卸売のため、の販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第一項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。
- 5 第三項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優

六 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第三項に規定する投資信託に係る同条第七項に規定する受益証券及び貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第二項に規定する受益証券

（昭五三農令四九・平一一農水令五〇・平一二農水令九九・平一九農水令七〇・一部改正）

（保証金に充てることができる有価証券の価額）
第十六条 法第二十六条第二項の規定により有価証券を保証金に充てる場合における当該有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以下において、開設者が業務規程で定める額とする。

- 一 国債証券、地方債証券又は政府がその債券について保証契約をした債券 その額面金額に相当する額
- 二 前条第一号、第二号及び第五号に掲げる有価証券（前号に掲げる債券を除く。） その額面金額の百分の九十に相当する額
- 三 前条第三号、第四号及び第六号に掲げる有価証券 時価の百分の八十に相当する額

先して弁済を受ける権利に優先する。

(昭五三法八七・一部改正)

(事業年度)

第二十七条 卸売業者の事業年度は、四月から翌年三月まで又は四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。

(事業報告書の提出)

第二十八条 卸売業者は、事業年度ごとに、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に、これを開設者を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(昭五三法八七・一部改正)

(事業報告書の写しの備付け及び閲覧)

第二十九条 卸売業者は、前条の規定による提出を行ったときは、速やかに、同条の事業報告書(農林水産省令で定める部分に限る。)の写しを作成し、農林水産省令で定める期間、主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 卸売業者は、当該卸売業者に対して中央卸売市場

における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(平一一法一〇九・全改)

(帳簿の区分経理)

第三十条 卸売業者は、中央卸売市場における取引について、農林水産省令で定めるところにより、自己

(事業報告書の作成)

第十七条 法第二十八条の事業報告書は、別記様式第一号により作成しなければならない。

2 前項の事業報告書には、定款を添付しなければならない。

(平一一農水令五〇・平二農水令七七・一部改正)

(事業報告書の一部の写しの備付け)

第十八条 法第二十九条第一項の農林水産省令で定める部分は、別記様式第一号中合計貸借対照表及び合計損益計算書とする。

2 法第二十九条第一項の農林水産省令で定める期間は、一年間とする。

(平一一農水令七七・全改)

(帳簿の区分経理)

第十九条 卸売業者は、法第三十条の規定により、中央卸売市場における取引について、自己の計算

の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

(平一法一〇九・全改)

第三十一条及び第三十二条 削除

(平一法一〇九)

(仲卸業務の許可)

第三十三条 中央卸売市場における仲卸しの業務は、開設者の許可を受けた者でなければ、行つてはならない。

2 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行なう。

3 開設者は、次項の規定により仲卸しの業務を行なう者を置かない旨の定めをした市場及び取扱品目の部類を除き、市場及び取扱品目の部類ごとに、業務規程で、仲卸しの業務を行なう者の許可の基準、数の最高限度、保証金その他農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

4 開設者は、市場の業務の規模、取扱品目の性質、取引の状況等に照らし、市場及び取扱品目の全部又は一部について仲卸しの業務を行なう者を置く必要がないと認めるときは、業務規程で、仲卸しの業務を行なう者を置かない市場及び取扱品目の部類を定めることができる。

(昭五三法八七・平一法一〇九・一部改正)

による取引と委託者の計算による取引とをそれぞれ勘定を設けて経理しなければならない。

(平一一農水令七七・全改)

第二十条 削除

(平一一農水令七七)

(仲卸業者に関し業務規程で定める事項)

第二十一条 法第三十三条第三項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第三十三条第一項の許可の申請に関する事項

二 仲卸業者(法第三十三条第一項の許可を受けたる者をいう。以下同じ。)の業務の規制に関する事項

三 仲卸業者の届出及び報告に関する事項

四 仲卸業者に対する検査に関する事項

五 仲卸業者に対する監督処分に関する事項

(昭五三農令四九・一部改正)

第三節 売買取引

(売買取引の原則)

第三十四条 中央卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(平一法一〇九・全改)

(売買取引の方法)

第三十五条 卸売業者は、中央卸売市場において行う卸売については、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

一 せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの せり売又は入札の方法

二 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）

三 前二号以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項第一号及び第二号に掲げる生鮮食料品等（同項第二号に掲げる生鮮食料品等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、災害の発生その他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところに

(相対取引によることができる特別の事情がある場合)

第二十二條 法第三十五条第二項の農林水産省令で定める特別の事情がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

より、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不相当と認めたときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができるものとする。

3 第一項第二号及び第三号に掲げる生鮮食料品等については、当該市場における入荷量が一時的に著しく減少したときその他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。

4 開設者は、第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

5 第十一条第二項の規定は、開設者が第一項第二号

一 災害の発生
二 入荷の遅延

三 卸売の相手方が少数である場合

四 せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

五 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者（法第三十六条第一項に規定する売買参加者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合

六 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合
七 法第三十七条ただし書の規定によりその市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合

（平一一農水令五五・全改、平一六農水令五一・一部改正）

（せり売又は入札の方法によらなければならない特別の事情がある場合）

第二十三条 法第三十五条第三項の農林水産省令で定める特別の事情がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 当該市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合

二 当該市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合

（平一一農水令五五・全改、平一六農水令五一・一部改正）

の一定の割合を定め、又は変更するときについて準用する。

(平一法一〇九・追加、平一六法九六・旧第三十四条の二繰下)

(差別的取扱いの禁止等)

第三十六条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務に關し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者(中央卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき市場及び取扱品目の部類ごとに業務規程で定めるところにより開設者の承認を受けた者をいう。以下同じ。)に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(平一法一〇九・一部改正)

(卸売の相手方の制限)

第三十七条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者(その卸売業者の当該卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について第三十三条第一項の許可を受けた仲卸業者並びに当該同一の市場及び取扱品目の部類について前条第一項に規定する承認を受けた売買参加者に限る。以下この条において同じ。)以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、当該市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限すること

(卸売の相手方の制限を受けなくて卸売をすることができるときの特別の事情がある場合)

第二十四条 法第三十七条ただし書の農林水産省令で定める特別の事情がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 当該市場における入荷量が著しく多いか、又は当該市場に出荷された生鮮食料品等が当該市場の仲卸業者及び売買参加者にとつて品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

二 当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合

三 当該市場に係る開設区域(法第七条第一項の開設区域をいう。以下同じ。)内の他の市場の

とならないと認めるときは、この限りでない。

(昭五三法八七・一部改正)

入荷量を調整するため当該他の市場の卸売業者に対して卸売をする場合

四 当該市場に係る開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて当該市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である生鮮食料品等を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

五 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

イ 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

ロ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における利害関係者又は市場取引委員会（法第十三条の二第一項の市場取引委員会をいう。以下同じ。）の意見を聴いた上で、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

六 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は

農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

イ 当該契約において卸売の対象となる生鮮食品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（一月以上一年未満のものに限る。）が定められていること。

ロ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

七 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

イ 当該契約において卸売の対象となる生鮮食品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一年未満のものに限る。）及び入荷量が著

第三十八条 削除

(平一六法九六)

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第三十九条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該中央卸売市場に係る開設区域内において開設者が指定する場所(農林水産省令で定める特別の事情がある場合において、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が当該開設区域の周辺の地域における一定の場所を指定したときは、その場所を含む。)にある生鮮食料品等の卸売をするとき。

しく減少した場合の措置が定められていること。

ロ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

2 前項第五号ロ、第六号ロ又は第七号ロの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月二十日までに開設者に届け出なければならない。

(昭五三農令四九・平一六農水令五一平二八農水令三〇・一部改正)

(開設区域の周辺の地域における場所の指定)

第二十五条 法第三十九条第一号の農林水産省令で定める特別の事情がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 独立行政法人農畜産業振興機構の保管に係る肉類の卸売をする場合

二 開設者が、当該市場に係る開設区域内における交通事情、生鮮食料品等の保管又は貯蔵のための場所の存在の状況等から、当該開設区域内

二 開設者が、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、当該中央卸売市場に係る開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等の卸売をすること又は電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該中央卸売市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたと

き。

(昭五三法八七・平一一法一〇九・平一六法九六・一部改正)

において法第三十九条第一号の規定による場所の指定をすることができないか、又はすることが適当でない場合

2 法第三十九条第一号の規定により農林水産大臣(第三十四条の規定により同号の規定による権限が地方農政局長に委任されている場合にあつては、当該地方農政局長)が行う場所の指定は、当該開設者からの申出書の提出があつた場合に行うものとする。

3 前項の申出書には、その場所の位置、その場所に係る施設の種類、規模及び構造を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添附しなければならない。

(昭五三農令四九・平九農水令四七・平一一農水令五〇・

平一二農水令八二・平一五農水令一〇三・一部改正、

平一六農水令五一・旧第二十六条繰上

(卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等を卸売する場合に関する基準)

第二十六条 法第三十九条第二号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 卸売業者は、その者が法第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等(法第三十九条第一号に掲げる場所にあるものを除く。)の卸売を当該許可に係る中央卸売市場に係る開設区域内において行おうとする場合(第三号に掲げる場合を除く。)には、当該生鮮食料品等の品目、数量及び当該生鮮食料品等がある場所の所在地を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該開設者の承認を受けなければならないものとする。

二 前号の承認は、次に掲げる要件の全てを満たしている場合に行われるものとする。

イ 当該申請に係る場所が、当該中央卸売市場の開設区域内の場所であること。

ロ 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合であること。

ハ その他開設者が業務規程で定める要件を満たしていること。

三 卸売業者は、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をしようとする場合には、当該生鮮食料品等の品目、取引方法、当該取引方法による卸売の数量の上限及び卸売の実施期間を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における利害関係者又は市場取引委員会の意見を聴いた上で、当該開設者の承認を受けなければならないものとする。

四 前号の承認は、次に掲げる要件の全てを満たしている場合に行われるものとする。

イ 当該申請に係る生鮮食料品等が、次に掲げるものに限定されていること。

(1) かんしよ、ばれいしよ、かぼちや、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品

(2) かんきつ類、りんご、かき、くり、パイナップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品

(3) 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産

- 物の加工品（湯煮又は焼干したものを除く。）
- (4) 牛及び豚の部分肉（枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割した場合におけるそれぞれの部分の肉をいう。）、輸入に係る牛肉、馬肉、豚肉及び羊肉（その輸出国の政府又はこれに準ずる機関が規格により格付けをしたものに限る。）並びに鳥肉及び鳥卵
 - (5) 加工食料品（(1)から(3)までに掲げる加工食料品を除く。）
 - (6) 花きのうち種苗、花木、鉢植えのもの、枝物（花又は紅葉若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。）及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの
 - (7) 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの（(1)から(6)までに掲げるものを除く。）であつて、開設者が中央卸売市場又は中央卸売市場の各市場ごとに、当該中央卸売市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして業務規程で定めるもの
 - ロ 当該申請に係る取引において、物品の引渡年月日、出荷者の氏名又は名称及び卸売の数量その他の公正な価格形成を確保するために必要な事項として開設者が業務規程で定めるものが提供されることになること。
 - ハ 当該申請に係る取引において、当該市場の仲卸業者及び売買参加者が当該取引に参加する機会が与えられること。
 - ニ 当該申請に係る取引において、物品の引渡方法が定められることになること。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第四十条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買受け受けてはならない。

第四十一条 削除

(平一六法九六)

(受託契約約款)

第四十二条 卸売業者は、業務規程で定めるところにより、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、開設者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 開設者は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、当該受託契約約款を農林水産大臣に届け出なければならない。

(昭五三法八七・一部改正)

(せり人の登録)

第四十三条 卸売業者が中央卸売市場において行なう卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が開設者の行なう登録を受けている者でなければならぬ。

2 開設者は、農林水産省令で定める基準に従い、業務規程において、前項の登録に係るせり人の資格その他当該登録に関し必要な事項を定め、その登録を

旧第二十六条の二繰上・一部改正、平二八農水令三〇・一部改正)

(せり人の登録についての基準)

第二十七条 法第四十三条第二項の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

行なわなければならない。

3

開設者は、第一項の登録に係るせり人が中央卸売市場における卸売の公正を害し又は害するおそれが

- 一 開設者は、法第四十三条第一項の登録（以下この条において「登録」という。）の申請に係るせり人が次に掲げる者のいずれかに該当する場合においては、登録をしてはならないこと。この場合における二に掲げる者に該当するかどうかについての認定は、開設者が行なう試験の結果によることができること。
- イ 破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの
- ハ 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者
- ニ セリを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者
- 二 登録は、開設者がその市場に備え付けるせり人登録簿にせり人の氏名及び住所、登録年月日並びに登録番号を記載してすること。
- 三 開設者は、登録をしたときは、その登録を受けたせり人に対し、登録証を交付すること。
- 四 登録の有効期間は、五年とすること。ただし、初めて登録を受ける者の登録の有効期間及び法第四十三条第三項の規定により取消し又は制限を受けた者の当該取消し又は制限後の最初の登録の有効期間は、三年とすること。
- 五 登録の更新については、第一号から前号までに掲げる基準を準用すること。

（昭五三農令四九・平六農水令八九・一部改正）

ある行為をしたときは、業務規程で定めるところにより、その者に係る同項の登録を取り消し、又はその者が中央卸売市場における卸売のせりを行なうことを制限しなければならない。

(昭五三法八七・一部改正)

(仲卸業者の業務の規制)

第四十四条 仲卸業者は、第三十三条第一項の許可を受けて仲卸しの業務を行う中央卸売市場における業務については、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合であつて、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、開設者が当該中央卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めるときは、この限りでない。

- 一 その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをすること。
- 二 その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。

(昭五三法八七・平一六法九六・一部改正)

(仲卸業者が卸売業者以外の者から買い入れることができる場合に関する農林水産省令で定める基準) 第二十八条 法第四十四条ただし書の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 仲卸業者が、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であつて当該中央卸売市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該中央卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。

イ 仲卸業者が、買い入れて販売しようとするものの品目、数量及び買入れの相手方並びに当該中央卸売市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該開設者の許可を受けていること。

ロ 当該中央卸売市場の卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れられる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実

施期間（一月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

(2) 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における利害関係者又は市場取引委員会の意見を聴いた上で、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

ハ 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び買入れの実施期間（一年以上一年未満のものに限る。）が定められていること。

(2) 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく買入れが当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

ニ 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要

件を満たしていること。

(1) 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、買入れの実施期間（一年未満のものに限る。）及び当該市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

(2) 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく買入れが当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

二 前号イの許可をするかどうかの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、当該中央卸売市場の卸売業者から買入れることが困難な事情等につき調査してするものとする。

三 第一号イの許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る生鮮食料品等の全部を販売したときは、その旨を開設者に届け出なければならないものとする。

四 第一号ロからニまでの契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買入れた品目の販売の数量を翌月二十日までに開設者に届け出なければならないものとする。

（昭五三農令四九・平一六農水令五一・平二八農水令三〇・一部改正）

（決済の確保）

第四十四条の二 中央卸売市場における売買取引（卸売のための販売の委託の引受けを含む。）を行う者の決済は、支払期日、支払方法その他の決済の方法であつて業務規程で定めるものによりしなければならない。

(売買取引の制限)

第四十五条 開設者は、中央卸売市場における売買取引において、不正な行為が行なわれ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に対し、当該中央卸売市場における売買取引（卸売業者については、当該中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けを含む。）の制限をすることができる。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第四十六条 開設者は、中央卸売市場の各市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の卸売が開始される時までに、その日の主要な品目の卸売予定数量その他農林水産省令で定める事項を当該各市場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 開設者は、前項の生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格を、すみやかに公表しなければならない。

(昭五三法八七・平一法一〇九・一部改正)

(掲示事項)

第二十九条 法第四十六条第一項の農林水産省令で定める事項は、その日の主要な品目の主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び価格とする。

(昭五三農令四九・平二農水令五五・一部改正)

(開設者による公表)

第三十条 法第四十六条第二項の規定による卸売の数量及び価格の公表は、売買取引の方法ごとに行わなければならない。

2 前項の規定による公表は、価格を高値、中値及び安値に区分して行わなければならない。

(平一一農水令五五・全改)

(卸売業者による公表)

第三十条の二 法第四十七条第一項及び第二項の農林水産省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とする。

- 一 せり売又は入札の方法による卸売（第四号に掲げるものを除く。）

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第四十七条 卸売業者は、前条第一項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が開始される時まで、農林水産省令で定める区分ごとにその日の主要な品目の卸売予定数量その他農林水産省令で定める事項を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 卸売業者は、前項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が終了した後速やかに、農林水産省令で定める区分ごとに毎日の卸売の数量、価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

(平一法一〇九・追加)

平一六法九六・旧第四十六条の二繰下・一部改正)

第四節 監督

(報告及び検査)

第四十八条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類そ

(都道府県が処理する事務)

第八条 法第四十八条第一項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務(都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合で同一の都道府県の区域の一部をその区域とする地方公共

二 法第三十五条第一項第二号に規定する相對取引による卸売(次号及び第四号に掲げるものを除く。)

三 法第三十七条ただし書の規定による卸売

四 法第三十九条第二号の規定による卸売

(平一六農水令五一・追加)

第三十条の三 法第四十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、その日の主要な品目の主要な産地とする。

(平一六農水令五一・追加)

第三十一条 法第四十七条第二項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 主要な品目ごとの高値、中値及び安値に区分した価格

二 その他開設者が当該市場における適正な取引を確保するために必要な事項として業務規程で定めるもの

(平一一農水令五五・追加、平一六農水令五一・

旧第三十条の二繰下・一部改正)

他の物件を検査させることができる。

団体のみが組織するもの（同法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が加入するものを除く。）以外のものが開設する中央卸売市場に係るものを除く。）は、都道府県知事が行うこととする。ただし、中央卸売市場の業務又は中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき法第四十八条第一項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

（昭五三政二八二・一部改正、昭五五政四二・旧第十条繰上、平七政二三八・平一二政四一六・一部改正、平二三政一九九・旧第九条繰上）

（検査等の結果の報告）

第三十三条 卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号。以下「令」という。）第八条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした開設者の名称若しくは卸売業者の名称及び住所
- 二 報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした年月日
- 三 開設者若しくは卸売業者がした報告の内容若しくは提出した資料の内容又は立入検査の結果
- 四 その他参考となる事項

（平一二農水令五・全改、平一二農水令七一・平一二農水令八二・平三三農水令四二・一部改正）

2 開設者は、この法律の施行に必要な限度において、卸売業者若しくは仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、

又はその職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(昭五三法八七・一部改正)

(監督処分)

第四十九条 農林水産大臣は、開設者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該開設者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を指示すること。

二 中央卸売市場の開設の認可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて中央卸売市場の業務の全部若しくは一部の停止を指示すること。

2 農林水産大臣は、卸売業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該卸売業者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。

二 第十五条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 その業務を執行する役員で当該違反行為をしたものの解任を命ずること。

3 農林水産大臣は、開設者に対し第一項第二号の規定による処分をしようとするときは、当該開設者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 前項の予告においては、期日、場所及び処分の原因となつた理由を示さなければならない。

5 第三項の意見の聴取に際しては、当該開設者又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

6 第十九条第五項の規定は、第二項第二号の規定による許可の取消し又は同項第三号の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(昭五三法八七・平五法八九・平二法一〇九・平一法八七・一部改正)

第五十条 開設者は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が業務規程又はこれに基づく処分に違反した場合には、業務規程で定めるところにより、これら者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、十万円以下の過料を科し、又は卸売業者にあつては第一号、仲卸業者にあつては第二号、売買参加者にあつては第三号に掲げる処分をすることができる。

一 六月以内の期間を定めて第十五条第一項の許可に係る卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 第三十三条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 第三十六条第一項に規定する承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて中央卸売市場への入場の停止を命ずること。

(平二法一〇九・一部改正)

(必要な改善措置をとるべき旨の勧告又は命令)

第五十一条 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者に対し、中央卸売市場の施設の改善、業務規程の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 農林水産大臣は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

一 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が農林水産省令で定める率を下つた場合

二 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が農林水産省令で定める率を下つた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として農林水産省令で定める場合

3 農林水産大臣又は開設者は、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

4 開設者は、仲卸業者の財産の状況が中央卸売市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要

(流動比率及び自己資本比率の基準等)

第三十二条 法第五十一条第二項第一号の農林水産省令で定める率は、一とする。

2 法第五十一条第二項第二号の農林水産省令で定める率は、〇・一とする。

3 法第五十一条第二項第三号の農林水産省令で定める場合は、連続する三以上の事業年度において経常損失が生じた場合とする。

(平一一農水令七七・追加、平一六農水令五一・旧第三十条の二繰下・一部改正)

な場合として業務規程で定める場合に該当するときは、当該仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができ

5 開設者は、中央卸売市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

6 第二項第一号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額並びに同項第二号の資本の合計金額並びに資本及び負債の合計金額は、農林水産省令で定めるところにより計算しなければならない。

(昭五三法八七・平一法一〇九・平一六法九六・一部改正)

第五節 雑則

(卸売業務の代行)

第五十二条 開設者は、卸売業者が卸売の業務の全部

(流動資産の合計金額等の計算方法)

第三十二条の二 法第五十一条第六項の規定により流動資産の合計金額を計算するときは、第八条第一項第一号に掲げる資産のうち(1)から(17)までに掲げるものの額を合計するものとする。

2 法第五十一条第六項の規定により流動負債の合計金額を計算するときは、第八条第一項第二号に掲げる負債のうち(1)から(13)までに掲げるものの額を合計するものとする。

3 法第五十一条第六項の規定により資本の合計金額を計算するときは、株式会社にあつては株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権の額を合計するものとし、株式会社以外の法人にあつては、これに準じて計算するものとする。

4 法第五十一条第六項の規定により資本及び負債の合計金額を計算するときは、前号の規定により計算した資本の合計金額に第八条第一項第二号に掲げる負債の額の合計金額を加えるものとする。

(平一一農水令七七・追加、平一六農水令五一・平一八農水令三九・一部改正、平二三農水令五二・旧第三十条の三繰上)

又は一部を行なうことができなくなつた場合には、当該卸売業者（卸売業者であつた者を含む。）に対しその行なうことができなくなつた卸売の業務に係る卸売のための販売の委託の申込みのあつた生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、自らその卸売の業務を行ない、又は他の卸売業者によるその卸売の業務を行なわせることができる。

2 前項の規定により卸売の業務を行なう開設者については、この章第二節の規定は適用しない。

（報告及び告示）

第五十三条 開設者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

- 一 第十九条第二項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第二項第二号若しくは第三号の規定による処分をすべき理由があると認めたと
 - 二 第四十五条の規定により中央卸売市場における売買取引の制限をしたとき。
 - 三 第五十条の規定による処分をしたとき。
 - 四 前条第一項の規定により卸売の業務を行ない、又は他の卸売業者に卸売の業務を行なわせたとき。
 - 五 中央卸売市場につき、臨時に開市し、又は休業したとき。
- 2 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつたときも、同様とする。
- 一 第七条第一項の規定による指定をしたとき。
 - 二 第八条又は第十四条第一項の認可をしたとき。
 - 三 第十五条第一項の許可をしたとき。
 - 四 第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第二

十五條第一項若しくは第二項又は第四十九條第一項第二号若しくは第二項第二号の規定による処分をしたとき。

(昭五三法八七・平一法八七・一部改正)

(都道府県知事の經由)

第五十四條 この章又はこの章に基づく命令の規定により農林水産大臣に対してする許可若しくは認可の申請、届出又は報告は、都道府県知事を経由してしなければならない。ただし、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が開設する中央卸売市場に係る当該許可若しくは認可の申請、届出又は報告については、この限りでない。

2 前項本文の場合において、都道府県知事は、当該許可若しくは認可の申請、届出又は報告について意見があるときは、意見を附して、これらに関する書類を農林水産大臣に進達するものとする。

(昭五三法八七・一部改正)

第四章 地方卸売市場

第一節 開設及び卸売の業務についての許可
(開設の許可)

第五十五條 地方卸売市場を開設しようとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第五十六條 前条の許可を受けようとする者は、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、地方卸売市場の位置及び面積、取扱品目その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。

3 第一項の事業計画には、施設の種類、規模、配置及び構造その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。

(許可の基準)

第五十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同条の許可をしない。

一 申請者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、第六十五条第二項第一号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第一号又は前号に該当する者があるものであるとき。

四 申請者が地方卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有しない者であるとき。

五 業務規程の内容が法令(この章の規定に基づく都道府県の条例を含む。)に違反するとき。

六 事業計画が適切でないか、又はその遂行が確実に認められないとき。

七 その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし著しく配置の適正を欠くと認められるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで著しく不適当であると認められるとき。

2 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請者が第六十五条第二項第

二号又は第三号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるときは、同条の許可をしないことができる。

(卸売業務の許可)

第五十八条 地方卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場及び取扱品目の部類ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請は、申請者が当該地方卸売市場を開設する者と異なる場合にあつては、当該開設する者を経由しなければならない。

3 前項の地方卸売市場を開設する者は、第一項の許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該地方卸売市場において卸売の業務を行うことについての意見を付して、その申請書を都道府県知事に進達しなければならない。

(昭五三法八七・平二五法四四・一部改正)

(許可の基準)

第五十九条 都道府県知事は、前条第一項の申請があつた場合において、申請者が第五十七条第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する者に該当するとき、又は申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。

(廃止の許可)

第六十条 第五十五条の許可を受けた者(以下この章において「開設者」という。)は、地方卸売市場を

廃止しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第二節 業務についての規制及び監督

(売買取引の原則)

第六十一条 地方卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(平一法一〇九・追加)

(差別的取扱いの禁止)

第六十一条の二 開設者又は第五十八条第一項の許可を受けた者(以下この章において「卸売業者」という。)は、地方卸売市場における業務の運営に関し、出荷者、買受人その他地方卸売市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(平一法一〇九・旧第六十一条繰下)

(売買取引の方法)

第六十二条 卸売業者は、地方卸売市場において行う卸売については、都道府県の条例で定めるところにより開設者が業務規程をもつて定めるところに従い、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によらなければならない。

(平一法一〇九・一部改正)

(卸売予定数量等の公表)

第六十三条 開設者は、都道府県の条例で定めるところにより、地方卸売市場において取り扱う生鮮食品等について、毎日の卸売予定数量並びに卸売業者の卸売の数量及び価格を公表しなければならない。

(平一法一〇九・一部改正)

(業務規程の変更)

第六十四条 開設者は、業務規程を変更しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 第五十七条第一項(業務規程に係る部分に限る。)の規定は、前項の承認について準用する。

(許可の取消し等)

第六十五条 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が第五十七条第一項第一号に規定する者に該当するに至つたとき(開設者又は卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち同号に規定する者に該当する者があるに至つたときを含む。)、又はその業務を行なうのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第五十五条又は第五十八条第一項の許可を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第五十五条若しくは第五十八条第一項の許可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基づく命令、この章の規定に基づく都道府県の条例又は業務規程に違反したとき。

二 第五十五条又は第五十八条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。

三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その業務を休止したとき。

3 第十九条第五項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

(報告及び検査)

第六十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三節 雑則

(中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場)

第六十七条 都道府県知事は、第五十五条の申請があつた場合において、その申請が中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場に係るものであるときは、意見を附して農林水産大臣に報告し、農林水産大臣の意見を求めなければならない。

2 都道府県知事は、中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場について、第五十五条の許可をしたとき、又は第六十五条第一項若しくは第二項の規定による処分(開設者に対する処分に限る。)をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(昭五三法八七・平一六法九六・一部改正)

(都道府県の条例で規定する事項)

第六十八条 この章に規定するもののほか、地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(農林水産大臣への報告等)

第六十九条 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、地方卸売市場に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は地方卸売市場の行政に関し必要な助言若しくは勧告をすることができる。

(昭五三法八七・一部改正)

第五章 都道府県卸売市場審議会

(平三法五九・改称)

第七十条 削除

(平三法五九)

(都道府県卸売市場審議会)

第七十一条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ都道府県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県卸売市場審議会を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、都道府県卸売市場審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第六章 雑則

(助成)

第七十二条 国は、第八条第一号又は第二号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体が中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得をする場合においては、当該地方公共団体に対し、予算の範囲内において、当該施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場整備計画又は都道府県卸売市場整備計画の達成のために必要な助

言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。

第七十三条 削除

(平二三法八二)

(条例との関係)

第七十四条 この法律の規定は、地方公共団体が、卸売市場であつて中央卸売市場及び地方卸売市場以外のものの開設又は当該卸売市場における業務に関し、条例で必要な規制を行なうことを妨げるものではない。

(許可又は認可の制限又は条件)

第七十五条 この法律の規定による許可又は認可には、制限又は条件を附することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(都道府県が処理する事務等)

第七十六条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第八条 削除

(平二三政一九九)

【再掲（法第四十八条関係）】

(都道府県が処理する事務)

第八条 法第四十八条第一項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務（都道府県、地方自治法の昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合で同一の都道府県の区域の一部をその区域とする地方公共団体のみが組織するもの（同法第二百五十二条の

十九第一項の指定都市が加入するものを除く。) 以外のものが開設する中央卸売市場に係るものを除く。) は、都道府県知事が行うこととする。ただし、中央卸売市場の業務又は中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき法第四十八条第一項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

(昭五三政二八二・一部改正、昭五五政四二・旧第十条繰上、平七政三三八・平一二政四一六・一部改、平二三政一九九・旧第九条繰上)

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

【再掲(法第四十八条関係)】

(検査等の結果の報告)

第三十三条 卸売市場法施行令(昭和四十六年政令第二百二十一号。以下「令」という。) 第八条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした開設者の名称若しくは卸売業者の名称及び住所
- 二 報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした年月日
- 三 開設者若しくは卸売業者がした報告の内容若しくは提出した資料の内容又は立入検査の結果
- 四 その他参考となる事項

(平一二農水令五・全改、平一二農水令七一・平一二農水令八二・平三三農水令四二・一部改正)

(権限の委任)

第三十四条 法第六条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第二十条第一項、第二

第七章 罰則

第七十七条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十五条第一項の規定に違反して中央卸売市場において卸売の業務を行った者
- 二 偽りその他不正の手段により第十五条第一項の許可を受けた者
- 三 第十九条第二項の規定による命令に違反した者
- 四 第四十九条第二項第二号の規定による命令に違反した者
- 五 第七十五条第一項の規定により付された第十五条第一項の許可の制限又は条件に違反した者

(平一一法八七・平一一法一〇九・一部改正)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五十五条の規定に違反して地方卸売市場を開設した者
- 二 偽りその他不正の手段により第十三条の五第一

十四条、第二十八条、第三十九条第一号、第四十二条第二項、第四十八条第一項、第五十三条第一項及び第六十七条第二項並びに令第八条第三項の規定による農林水産大臣の権限（法第四十八条第一項の規定による立入検査の権限を除く。）は、地方農政局長に委任する。ただし、法第四十八条第一項の規定による報告又は資料の提出を求める権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

(平一一農水令八二・追加、平一六農水令五一・平二三農水令四二・平二七農水令七〇・一部改正)

項又は第五十五条の許可を受けた者

三 第五十八条第一項の規定に違反して地方卸売市場において卸売の業務を行った者

四 偽りその他不正の手段により第五十八条第一項の許可を受けた者

五 第六十五条第二項の規定による命令に違反した者

六 第七十五条第一項の規定により付された第十三条の五第一項、第五十五条又は第五十八条第一項の許可の制限又は条件に違反した者

(平一法一〇九・平一六法九六・一部改正)

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十六条第一項の規定に違反した者

四 第二十八条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

五 第三十三条第一項の規定に違反した者

六 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第四十九条第二項第三号の規定による命令に違反した者

(平一法八七・平一法一〇九・平一六法九六・一部改正)

第八十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十八条第二項又は第六十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第六十条の規定に違反して地方卸売市場を廃止した者

(平一法一〇九・一部改正)

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十九条第一項の規定に違反して同項の写しを備えて置かず、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による閲覧を拒んだ者
- 二 第三十条の規定に違反した者

(平一法一〇九・追加)

第八十三条 第三条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(平一法一〇九・旧第八十二条繰下・一部改正)

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十七条の規定は昭和四十七年四月一日から、第四章（これに係る罰則を含む。）の規

附則抄

- 1 この政令は、法の施行の日（昭和四十六年七月一日）から施行する。
- 2 中央卸売市場法施行令（昭和三十一年政令第二百七十七号）及び中央卸売市場法第七条の規定による損失の補償に関する件（大正十二年勅令第四

附則抄

- 1 この省令は、法の施行の日（昭和四十六年七月一日）から施行する。
- 2 中央卸売市場法施行規則（大正十二年農商務省令第十号。以下「旧規則」という。）及び畜産振興事業団の保管に係る肉類の売渡しについての

定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和四六年政令第二〇号で、本文に係る部分は、昭和四六年七月一日から、ただし書に係る部分は、昭和四七年一月一日から施行)

(中央卸売市場法の廃止)

第二条 中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(開設区域についての経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第一条第一項の規定により指定されている同項の指定区域は、第七条第一項の規定により指定された中央卸売市場開設区域とみなす。

(既設の中央卸売市場についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二条の認可を受けて開設されている中央卸売市場(以下「既設市場」という。)は、第八条の認可を受けて開設された中央卸売市場とみなす。

2 この法律の施行の際現に効力を有する既設市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して九月を経過する日(その日までに次項の規定による申請に対する同項の認可の処分があつた既設市場にあつては、当該認可に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の規定による申請に対する同項の認可又は認可の拒否の処分がなかつた既設市場にあつては、当該認可又は認可の拒否の処分があつた日(当該認可の処分があつた日後に当該認可に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日)までは、第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

3 既設市場を開設している地方公共団体は、この法

百六十九号)は、廃止する。

3 この政令の施行の際現に中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第七条ノ二第一項の中央卸売市場の開設及び整備に関する計画において中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市として定められている都市に関しては、当分の間、第六条中「二十万」とあるのは、「十五万」とする。

4 法附則第十一条第二項の政令で定める者は、地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

(平一四政二七・全改)

5 法附則第十一条第三項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

(平一四政二七・全改)

6 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第十一条第一項及び第二項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

(平一四政二七・全改)

7 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

(平一四政二七・全改)

中央卸売市場法施行規則の臨時特例に関する省令(昭和三十七年農林省令第三十七号)は、廃止する。

3 この省令の施行の際現に旧規則第十一条の規定により業務規程において定められている第二条に規定する取扱品目の部類と異なる取扱品目の部類により中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第十条の許可を受けて卸売の業務を行なつている者で法附則第七条第一項の規定により法第十二条第一項の許可を受けた者とみなされるものに係る当該業務規程において定められている取扱品目の部類は、その者については、その者に係る中央卸売市場の開設者が業務規程において当該取扱品目の部類を定めている間は、第二条の規定にかかわらず、法第十五条第二項の農林水産省令で定める取扱品目の部類とする。

(昭五三農令四九・一部改正)

4 前項の規定により法第十五条第二項の農林水産省令で定める取扱品目の部類とされるものに係る法第二十六条第一項の農林水産省令で定める保証金の額は、第十四条の規定にかかわらず百二十万円以上二千四百万円以下の金額の範囲内において開設者が業務規程で定めるものとする。

(昭五三農令四九・一部改正)

律の施行の日から起算して七月を経過する日までに、農林水産省令で定めるところにより、当該既設市場につき第三章の規定に適合する業務規程を定め、農林水産大臣に対し、その認可の申請をしなければならぬ。

4 第十条（同条第三号に係る部分に限る。）の規定は、前項の認可について準用する。

5 第三項の認可を受けた業務規程は、第三章の規定により定められたものとみなす。

（昭五三法八七・一部改正）

（中央卸売市場の卸売業者についての経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に旧法第十条の許可を受けて卸売の業務を行なっている者は、第十五条第一項の許可を受けた者とみなす。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の際現に他の法人に対する支配関係を持つているときは、この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までに、農林水産省令で定めるところにより、その旨を開設者を経由して農林水産大臣に届け出なければならぬ。ただし、その日までに当該支配関係の全部がなくなつたときは、この限りでない。

3 前項の規定による届出は、第二十三条第二項後段（これに係る罰則を含む。）の規定の適用については、同項前段の規定による届出とみなす。

4 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（昭五三法八七・一部改正）

（地方卸売市場に関する経過措置）

8 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

（平一四政二七・全改）

9 法附則第十一条第七項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

（平一四政二七・全改）

第八条 第四章の規定の施行の際現に地方卸売市場を開設している者又は地方卸売市場において卸売の業務を行なっている者は、同章の規定の施行の日から一年間は、第五十五条又は第五十八条第一項の許可を受けず、引き続きその業務を行なうことができず。その者がその期間内に第五十五条又は第五十八条第一項の許可の申請をした場合において、許可又は許可の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(その他の処分、手続等についての経過措置)

第九条 附則第四条から前条までに規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律又はこの法律に基づく命令中にこれに相当する規定があるときは、この法律又はこの法律に基づく命令の相当規定によつてしたものとする。

(罰則についての経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国の無利子貸付け等)

第十一条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第七十二条第一項の規定により国がその費用について補助することができる中央卸売市場の施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十二条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる

る定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県に対し、地方卸売市場の施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十二条第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び

第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（平一四法一・全改）

附則（昭和五三年七月五日法律第八七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年三月三十一日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附則（昭和四八年四月一二日政令第七一号）
この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五三年七月五号）抄
附則（昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年三月三十一日政令第四二二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附則（昭和四八年四月一二日農林省令第二三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五二年四月一日農林省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年七月一六日農林水産省令第三一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年一二月一日農林水産省令第四八号）

附 則 (昭和六一年一月二六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則 (平成三年五月二日法律第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年九月三〇日農林水産省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年一月一日農林水産省令第五四号)

この省令は、公布の日から施行する。

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成三年政令第二五五号で平成三年八月一日から施行)

附 則 (平成五年四月一日農林水産省令第
一 二 号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繭糸価格安定法施行規則、繭検定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検査規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるずわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつづ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁

附 則 (平成五年一月二日法律第八九号) 抄

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成六年一月一日

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令(以下「関係省令」という。)に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成六年六月二九日法律第四九号）

抄

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

（第三編第三章の改正規定の施行の日＝平成七年六月一五日）

附 則 （平成七年六月一四日政令第二三八号）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中

附 則 （平成六年二月二八日農林水産省令第八九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に卸売市場法第四十三条第二項の登録を受けているせり人についての当該登録の有効期間については、なお従前の例による。

第三編第三章の改正規定の施行の日（平成七年六月十五日）から施行する。

附 則 （平成九年六月二〇日法律第九六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 （平成九年三月一日農林水産省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年七月九日農林水産省令第四七号）

この省令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律の施行の日（平成九年七月二十日）から施行する。

附 則 （平成一一年一月一日農林水産省令第一号） 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正前の土地改良法施行規則、獣医師法施行規則、家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令、肥料取締法施行規則、病害害虫防除用機具貸付規則、植物防疫法施行規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、農薬取締法施行規則、農産物検査法施行規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、林業

附 則 (平成二十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条

種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキノウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令(以下「関係省令」という。))に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

4 平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六百六十三条、第六百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第五百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この

法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月二六日法律第一〇九号)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中卸売市場法第四十六条の改正規定 平成十一年十月一日

二 第一条中卸売市場法第二十条の改正規定、同法第二十九条から第三十二条までの改正規定(同法第三十条に係る部分に限る。)、同法第五十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第

附 則 (平成一一年七月二六日政令第三三三三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年七月二六日農林水産省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

六十三条の改正規定及び同法第八十一条の次に次の一条を加える改正規定（同法第八十二条第二号に係る部分に限る。） 平成十二年四月一日

（卸売市場整備基本方針についての経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の卸売市場法（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定により定められている卸売市場の整備を図るための基本方針は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに改正後の卸売市場法（以下「新法」という。）第四条第五項の規定により変更されたときは、その変更された日）までの間は、新法第四条第一項の規定により定められた卸売市場の整備を図るための基本方針とみなす。

（中央卸売市場の業務規程に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第八条の認可を受けて開設されている中央卸売市場（以下この条において「既設中央卸売市場」という。）を開設している地方公共団体は、新法の規定により必要となる業務規程の変更につき、この法律の施行の日から起算して十月を経過する日までに、新法第十一条第一項の規定による認可の申請をしなければならぬ。

2 既設中央卸売市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の認可の処分があった既設中央卸売市場にあつては当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の認可又は変更の認可の拒否の処分がなかつた既設中央卸売市場にあつては当該変更の認可又は変更の認可の拒否の処分があつた日（当該変更の認可の効力があつた日後に当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、新

法第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合には、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

(事業報告書の写しの備付け及び閲覧に関する経過措置)

第四条 新法第二十九条の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度（四月から九月まで及び十月から翌年三月までを事業年度とする卸売業者にあっては、平成十一年十月一日に始まる事業年度）に係る事業報告書から適用する。

(罰則についての経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、卸売市場を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、卸売市場の健全な発展及び活性化を図る観点から、卸売市場に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、

改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する

る経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千二百二十四条第二項、第一千二百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成十一年八月三十一日農林水産省令第五五号)

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十九条の改正規定は、平成十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に開設されている中央卸売市場の開設者に対する改正後の卸売市場法施行規則第三十条の規定の適用については、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成十一年法律第九九号)附則第三条第二項の規定により当該中央卸売市場の業務規程が同法による改正後の卸売市場法第三章の規定により定められた業務規程とみなされている間は、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年一月二日農林水産
省令第七七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十二年三月三十一日以前に始まる事業年度に係る事業報告書については、この省令による改正後の卸売市場法施行規則(次条において「新規則」という。)第三条第五号(第八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)及び第十七条第一項(合計貸借対照表に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 平成十二年九月二十九日以前の日を計算日とする純資産額調書については、新規則第三条第十号(第八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五条及び第六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年二月二日政令第四
一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(卸売市場法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この政令の施行前に第三十二条の規定による改正前の卸売市場法施行令第九条の規定により権限を委任された都道府県知事が整備法第二百八十八条の規定による改正前の卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四十八条第一項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした場合については、第三十二条の規定

による改正後の卸売市場法施行令第九条第三項の規定は、適用しない。

附 則 (平成十二年一月三十一日農林水産省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年六月二十七日農林水産省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年九月一日農林水産省令第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成十二年一月二十九日農林水産省令第九九号)

この省令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。

附 則 (平成十三年三月二十六日農林水産省令第六四号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年五月三十一日法律第九一号) 抄

(施行期日)

附 則 (平成十三年三月三〇日政令第一四一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。
（施行の日＝平成十三年四月一日）

附 則 （平成一三年三月三〇日法律第七号）

抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一四年二月八日法律第一号）

抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一四年二月八日政令第二七号）

抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年六月九日政令第一九六号）

号

この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十一条の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。
（卸売市場整備基本方針についての経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に改正前の卸売市場法（以下「旧法」という。）第四条第一項の規定により定められている卸売市場の整備を図るための基本方針は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに改正後の卸売市場法（以下

附 則 （平成一五年九月三〇日農林水産省令第一〇三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第十条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月九日農林水産省令第五一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の前に一条を加える改正規定（第一条第二号及び第三号に係る部分に限る。）は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十七年三月三十一日以前に始まる事業年度に係る事業報告書については、この省令による改正後の卸売市場法施行規則（以下「新規則」

「新法」という。) 第四条第一項又は第六項の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日) までの間は、新法第四条第一項の規定により定められた卸売市場の整備を図るための基本方針とみなす。

(中央卸売市場整備計画についての経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定により定められている中央卸売市場の整備を図るための計画は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに新法第五条第一項又は第五項の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日) までの間は、新法第五条第一項の規定により定められた中央卸売市場の整備を図るための計画とみなす。

(都道府県卸売市場整備計画についての経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第六条第一項の規定により定められている都道府県における卸売市場の整備を図るための計画は、この法律の施行の日から起算して一年六月を経過する日(その日までに新法第六条第一項又は第五項の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日) までの間は、新法第六条第一項の規定により定められた都道府県における卸売市場の整備を図るための計画とみなす。

(中央卸売市場の業務規程に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第八条の認可を受けて開設されている中央卸売市場(次項において「既設中央卸売市場」という。)を開設している地方公共団体は、新法の規定により必要となる業務規程の変更につき、この法律の施行の日から起算して十月を経過する日までに、新法第十条第一項の規定による認可の申請をしなければならない。

という。) 第七条第五号(第十三条において準用する場合を含む。)、第十七条第一項及び第十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 平成十七年三月三十一日以前の日を計算日とする純資産額調書については、新規則第七条第十号(第十三条において準用する場合を含む。)、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第四条 平成十七年三月三十一日以前の日を計算日とする純資産額の計算については、新規則第八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第五条 平成十七年三月三十一日以前の日を計算日とする残高試算表については、新規則第十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 既設中央卸売市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の認可の処分があった既設中央卸売市場にあつては当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の認可又は変更の認可の拒否の処分がなかつた既設中央卸売市場にあつては当該変更の認可の拒否の処分があつた日（当該変更の認可の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、新法第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一七法律八七）抄

（罰則に関する経過措置）

第五百二十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五百二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成一八年五月一日

附 則 (平成一八年三月三十一日法律第一〇号) 抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三十一日政令第一三五号) 抄

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一七年三月七日農林水産省令第一八号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一八年四月二六日農林水産省令第三九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(経過措置)

附則
号)抄 (平成二十三年六月三〇日法律第八二

附則
九号)抄 (平成二十三年六月三〇日政令第一九

第二条 平成十九年三月三十一日以前に始まる事業年度に係る事業報告書については、この省令による改正後の卸売市場法施行規則（以下「新規則」という。）第七条第五号（第十三条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 平成十九年三月三十一日以前の日を計算日とする純資産額調書については、新規則第七条第十号（第十三条において準用する場合を含む。）、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第四条 平成十九年三月三十一日以前の日を計算日とする純資産額の計算については、新規則第八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第五条 平成十九年三月三十一日以前の日を計算日とする残高試算表については、新規則第十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第六条 平成十九年三月三十一日以前の日を計算日とする資本の合計金額の計算については、新規則第三十二条の三第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則 (平成一九年八月三十一日農林水産省令第七〇号)

この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

附則 (平成二十三年六月三〇日農林水産省令第四二号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第九十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

この省令は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

附 則 （平成二十三年八月三十一日農林水産省

令第五二二号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により従前の農林水産省の機関に対して送付されている送付その他の行為は、この省令の施行後は、改正後のそれぞれの省令の相当規定により相当の農林水産省の機関に対して送付された送付その他の行為とみなす。

第四条 この省令の施行の際現にある第五条の規定による改正前の農業災害補償法施行規則別記様式による証票（農林水産省の職員に係るものに限る。）、第七条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律施行規則別記第七号様式による証明書及び第十四条の規定による改正前の卸売市場法施行規則別記様式第八号による証明書（農林水産省の職員に係るものに限る。）は、当分の間、

附 則 (平成二五年六月十四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第十八条の規定による改正後の農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令別記様式による証明書とみなす。

附 則 (平成二七年九月一五日農林水産省令七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年四月一日農林水産省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式〔略〕